

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月16日

月 曜 日

第 4266 号

目 次

告 示

- 休猟区の指定 1
- 特例休猟区の指定 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定 3
- 特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正 4
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 8

公 告

- 土地改良区の役員の退任
- 落札者等の公示
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 9

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第415号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間
音川西休猟区	別紙図面に表示する区域	平成29年11月1日から 平成32年10月31日まで
鍋谷休猟区	同上	同上
宿坊休猟区	同上	同上

勝木原・花尾休猟区	同上	同上
東福寺休猟区	同上	同上
津沢休猟区	同上	同上
桑山休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第416号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
音川西休猟区	別紙図面に表示する区域	平成29年11月1日から平成32年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
鍋谷休猟区	同上	同上	同上
宿坊休猟区	同上	同上	同上
勝木原・花尾休猟区	同上	同上	同上
東福寺休猟区	同上	同上	同上
津沢休猟区	同上	同上	同上
桑山休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第417号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
八木山特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	銃器
中田特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
上市川ダム特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
泊特定猟具使用禁止区域	同上	平成29年11月1日から 平成31年11月14日まで	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第418号

特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正について

特定猟具使用禁止区域の指定について（平成21年11月13日告示第 539号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

入善特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
泊特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

を

入善特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
--------------	----	----	----

に改める。

（自然保護課）

富山県告示第419号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により小谷川鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 鳥獣保護区の名称
小谷川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、庄川の上流域に位置し、標高 400メートルの低山帯から標高 1,600メートルの山地帯に至る主として森林で構成されている地域である。

低山帯は、コナラ、オオカメノキ、トチ、カエデ類等が豊富に生育しているほか、スギの植林地も見られ、山地帯はブナやミズナラ等の高木林になっている。また、小谷川の上流部には、土砂流出防備保安林が存し、その一部は白木水無県立公園に指定されている。このように、当該区域は、鳥獣の育成にとって良好な環境を呈しているため、ホオジロ、ウグイス等の留鳥のほか、多数の夏鳥や冬鳥が飛来しており、希少猛禽類等のイヌワシ、クマタカ、オオタカも確認されている。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第420号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により野鳥の園鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成29年11月

1 日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

野鳥の園鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月 1 日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、野鳥の保護を図り、県民に自然探勝の場を提供することを目的として、富山県置県百年記念県民公園における自然風致公園として設置された地域である。現在、県民の憩いの場としてバード・ウォッチングや自然観察に広く利用されており、また野鳥観察機能を持った「富山市天文台」も設置されている。

このため、森林性の野生鳥獣を保護するとともに、公園の利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるよう鳥獣の保護繁殖を図るものである。

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第421号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第

28条第7項ただし書の規定により小瀬鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

小瀬鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

希少鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、一級河川庄川の左岸の標高400メートルから1,500メートルまでの山岳地域に位置し、その植生は、スギ植林地とミズナラを中心とした落葉広葉樹林が主体となっている。

この区域の岩場には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種であり、かつ、国の天然記念物に指定されている「イヌワシ」が生息しているが、様々な開発行為等により近年その生育環境に変化がみられ、繁殖条件の悪化が懸念されているところである。

このため、当該希少鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
済生会富山訪問看護ステーション	富山市楠木33番地1	精神通院医療		平成29年10月1日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

上市町土地改良区の役員であった次の者が平成29年9月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
理 事 稲 垣 鎌 三 中新川郡上市町中江上 138番地

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線回折測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 クレハ 富山県富山市下野 977番地1
- 5 落札金額
31,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年7月24日

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉サポート・アイオライト

3 代表者の氏名

岡田 龍弥

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市福岡町大滝 930番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して在宅福祉サービス事業及び生活力向上事業並びに各種相談受付・仲介事業を行い、福祉の増進及び高齢者のQOL向上に寄与することを目的とする。また、福祉事業者及び福祉従事者並びに福祉を志す者に対しては、当法人が収集・分析した、福祉に関する多様な情報を提供する事業を行うことによって、福祉事業者の経営・運営の安定化、及び福祉従事者の職場定着並びに福祉を志す者の増加に助力していくことを目的とする。